

住民税では配当・譲渡の両方を申告不要とする場合

令和4年 月 日提出

令和4年度 特別区民税・都民税 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る特別区民税・都民税(住民税)の課税方法について、裏面の注意事項を確認し、次のとおり提出いたします。

1月1日時点の住所	江戸川区中央1-4-1			必要事項を記入してください。特に電話番号は、記入漏れ・不備等があった場合に、内容を確認させていただくために使用しますので、必ずご記入ください。								
現在の住所	同上			電話番号	03-36××-△△△△							
フリガナ	エドガワ タロウ			生年月日	昭和 49・8・6							
氏名	江戸川 太郎			職業	会社員							
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	○	△	×

1 確定申告した(予定含む。)上場株式等の所得についての記載事項			住民税の配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	25,000 円
	分離課税分	500,000 円	
上場株式等の譲渡所得等(源泉徴収ありの特定口座内のもの) ※源泉徴収されていないものは除きます。		1,000,000 円	50,000 円

2 特別区民税・都民税(住民税)に係る上場株式等の所得についての記載事項

(1) 上場株式等の配当所得等について
次のとおり選択します(次のいずれかの□に✓(チェック)をしてください。)

申告しません。 **申告不要とするため「申告しません」をチェックします。** 配当割額控除額

総合課税で申告します。 →

総合課税分	円	円
分離課税分	円	円
(うち、特定公社債等の利子所得分)	(円)	(円)

(2) 上場株式等の譲渡所得等について
次のとおり選択します(次のいずれかの□に✓(チェック)をしてください。)

申告しません。 **申告不要とするため「申告しません」をチェックします。** 株式等譲渡所得割額控除額

分離課税で申告します。 →

分離課税分	円	円
-------	---	---

(3) 上場株式等に係る譲渡損失の金額(繰越控除額)について
申告不要とした所得等があり、所得税と住民税で繰越損失額が異なる場合は、次の表に必ず住民税の繰越損失額等を記入してください。なお、申告不要とした損失は翌年度以後に繰り越すことはできませんのでご注意ください。

譲渡損失の生じた年	前年度分から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年度分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年度分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
平成30年(平成31年度)	円	上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分 円 分離課税配当所得等金額から差し引く部分 円	前年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年度以後に繰り越すことはできません。 円
令和元年(令和2年度)	円	上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分 円 分離課税配当所得等金額から差し引く部分 円	

【添付書類について】
住民税が引かれていることがわかる以下の書類を添付してください。
()
○配当所得等 → 特定口座年間取引報告書(年間取引報告書がない場合は配当の計算書など)
○譲渡所得 → 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書2面
※確定申告で書類を提出済みの場合は、「確定申告に添付済み」に○をつけてください。

- ◇添付書類(添付した書類に○を付けてください。)
- 株式等譲渡所得金額計算明細書2面 ・配当計算書・領収書
 - 特定口座年間取引報告書 ・その他()
 - ・確定申告に添付済み

職員記入欄		窓口いらした方
受付	免許 保険・在留 個力・()	続柄
入力	再審	
納通発送	CP資料	氏名
		印